

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

確定拠出年金講座

2022年7月更新

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、主な条文を掲載していますので、対応箇所を確認しながら学習するとより理解が深まります。また、より深く学びたい場合は、その他の条文についてもe-Gov法令検索（総務省）などで確認すると良いでしょう。今回のテーマは「脱退一時金①」です。

第32講 「脱退一時金①」 (確定拠出年金法附則第3条ほか)

脱退一時金に関する規定としては、個人型年金のもとで支給される脱退一時金に関する規定である確定拠出年金法附則第3条、企業型年金のもとで支給される脱退一時金に関する規定である附則第2条の2などがあります。今回は、個人型年金のもとで支給される脱退一時金を中心に説明します。

まず、確定拠出年金法附則第3条等の条文を見てみましょう。

確定拠出年金法附則第3条

第1項 当分の間、次の各号のいずれにも該当する者は、個人型年金運用指図者にあつては個人型記録関連運営管理機関に、個人型年金運用指図者以外の者にあつては連合会に、それぞれ脱退一時金の支給を請求することができる。

- 一 六十歳未満であること。
- 二 企業型年金加入者でないこと。
- 三 第六十二条第一項各号に掲げる者に該当しないこと。
- 四 国民年金法附則第五条第一項第三号に掲げる者に該当しないこと。
- 五 障害給付金の受給権者でないこと。
- 六 その者の通算拠出期間（企業型年金加入者期間（略）及び個人型年金加入者期間（略）を合算した期間をいう。）が政令で定める期間内であること又は請求した日における個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額が政令で定める額以下であること。
- 七 最後に企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を喪失した日から起算して二年を経過していないこと。

(参考)

確定拠出年金法第62条

第1項 次に掲げる者は、厚生労働省令で定めるところにより、連合会に申し出て、個人型年金加入者となることができる。

確定拠出年金法施行令第60条

第1項 法附則第三条第一項第六号の政令で定める期間は、一月以上五年以下とする。

第3項 法附則第三条第一項第六号の政令で定める額は、二十五万円とする。

国民年金法附則第5条

第1項

- 三 日本国籍を有する者その他政令で定める者であつて、日本国内に住所を有しない二十歳以上六十五歳未満のもの

注) 実際の条文には「下線」は入っていません。

第1項には、脱退一時金の受給要件と請求先が定められています。

脱退一時金は、当分の間、第1号から第7号の全てを満たした場合に受けることができます。

第1号「60歳未満であること」、第2号「企業型年金加入者でないこと」、第5号「障害給付金の受給権者でないこと」、第7号「最後に企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を喪失した日から起算して2年を経過していないこと」は記載の通りです。

第3号は、確定拠出年金法第62条第1項を踏まえると「個人型年金に加入できる者に該当しないこと」となります。ただし、この規定のみだと、国民年金の任意加入被保険者は個人型年金に加入できるため脱退一時金の対象外となる一方で、任意加入できるのに任意加入しない者については対象外とならないこととなります。

そこで第4号により、国民年金法附則第5条第1項第3号に掲げる者に該当しないこと、つまり「日本国籍を有し日本国内に住所を有しない者に該当しないこと」、という要件が定められ、この者も支給対象外となっています。

「日本国内に居住する60歳以上65歳未満の者」も国民年金に任意加入できますが、この者については「60歳未満であること」という要件により支給対象外となることと明らかなので別途要件として定められていません。

なお、第3号と第4号を共に満たす者としては、国民年金の保険料を免除・猶予されている者、日本国籍のない海外居住者が挙げられます。

第6号は、通算拠出期間及び個人別管理資産の額の要件に関する規定で、確定拠出年金法施行令第60条により、通算拠出期間が5年以下または個人別管理資産の額が25万円以下であることが要件となります。

請求先は、個人型年金運用指図者が請求する場合は記録関連運営管理機関、個人型年金運用指図者以外の者が請求する場合は国民年金基金連合会です。ただし、個人型年金運用指図者以外の者が請求する場合は、第3項により、同時に個人型年金運用指図者となる申出をする必要があることから、イデコ公式ホームページなどでは、個人型年金運用指図者以外の者である場合には、その者が選択した運営管理機関に請求することとされています。

また、脱退一時金の裁定は、第2項により個人型年金運用指図者が請求する場合は記録関連運営管理機関、個人型年金運用指図者以外の者が請求する場合には国民年金基金連合会が行うこととされています。ただし、イデコ公式ホームページなどでは、個人型年金運用指図者以外の者については、国民年金基金連合会から委託を受けた特定運営管理機関が支給手続きを行うといった表記をしています。

なお、個人型年金運用指図者以外の者とは、具体的には企業型年金加入者であった者（国民年金基金連合会に自動移換された者を含む）をいいます。ただし、企業型年金加入者資格を喪失した日の属する月の翌月から起算して6か月以内、つまり自動移換される前であれば、前掲の第1号～第6号の要件を満たしている場合は、確定拠出年金法附則第2条の2により、個人型年金に移換せずに企業型年金から脱退一時金を受け取ることができるので、実質的に該当するのは自動移換された者といえるでしょう。

脱退一時金の額は、第4項により確定拠出年金法施行令第60条第4項に委ねられ、請求した日から起算して3か月を経過するまでの間の個人型年金規約で定める日における個人別管理資産の額となります。

また、脱退一時金を受けた場合は、第5項により、支給を受けた月の前月までの加入者期間及び運用指図者期間は通算加入者等期間から除かれます。従って、脱退一時金を受けた後で、再び確定拠出年金の加入者となった場合は、運用指図者期間も含めて過去分を通算することはできないので留意が必要です。

今回は、「脱退一時金②」です。

※記載内容は2022年7月1日現在の法令に基づくものです。

2022年5月1日より、従来の脱退一時金の受給要件のうち、「保険料免除者であること」という要件が削除され、代わりに、「60歳未満であること」「企業型年金加入者でないこと」「個人型年金に加入できる者でないこと」「日本国籍を有し日本国内に住所を有しない者に該当しないこと」という要件が加わりました。従来は、日本国籍がない者が海外に居住することになった場合、国民年金の被保険者にならないため個人型年金に加入できず、また保険料免除者に該当しないことから脱退一時金も受給できない状態となっていました。改正により、これらの者も一定の要件のもとに脱退一時金を受給できるようになりました。

また、改正自体は確定拠出年金法附則第2条の2に関するものですが、個人型年金から支給される脱退一時金の要件である附則第3条第1項第1号～第6号を満たす者は、企業型年金加入者資格を喪失した日の属する月の翌月から起算して6か月以内であれば、個人型年金に移換せず、企業型年金から脱退一時金を受給できるようになりました。